

限定承認の必要書類チェックリスト

裁判所の案内どおり、共通の書類と相続人の組み合わせ別の書類を確かめる | 登録不要・無料・2026年版

限定承認ができる人と期限の確認

限定承認は、相続人全員が共同して家庭裁判所に申述して行います(民法923条・924条)。終わったら✓、日付や裁判所名はメモ欄へ。

✓	項目	裁判所・民法の案内	メモ
☐	申述する人	相続人全員が共同して申述する(一部の人だけではできない) 相続放棄をした人を除いた共同相続人全員で申述します(民法923条・裁判所Q&A)	相続人全員の氏名:
☐	申述期間	自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内(民法915条) 期間の伸長の申立ての制度があります(裁判所「相続の承認又は放棄の期間の伸長」)	知った日: / 3か月後:
☐	申述先	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所 裁判所の「申立書提出先一覧(家庭裁判所)」で調べられます	家庭裁判所名:
☐	費用	収入印紙800円分・連絡用の郵便切手 郵便料は裁判所ごとに異なります。記入例の申立書には「1件について800円分」とあります	郵便切手の額:
☐	財産目録	相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出する(民法924条) 裁判所の書式ページに土地・建物・現金・預貯金・株式等の遺産目録の書式があります	作成した日:

全員が用意する書類 相続人の組み合わせにかかわらず

裁判所が【共通】としている書類(3〜6)に、申述書と財産目録を加えています。

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	申述書 裁判所の書式ページの家事審判申立書・当事者目録と記入例を使います	
☐	2	相続財産の目録(遺産目録) 民法924条。裁判所の土地・建物・現金・預貯金・株式等の遺産目録の書式を使います	
☐	3	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	4	被相続人の住民票除票又は戸籍附票	
☐	5	申述人全員の戸籍謄本	
☐	6	被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

メモ(被相続人の氏名・最後の住所・本籍、申述する相続人全員と続柄)

限定承認の必要書類チェックリスト

相続人の組み合わせ別に追加する書類と、財産目録の入手先

■ 申述人が父母・祖父母など(第二順位)の場合

共通の書類(1～6)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	7	被相続人の直系尊属に死亡している方(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人祖母の場合, 父母と祖父))がいっしょの場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

■ 申述人が配偶者のみ、又は兄弟姉妹・おいめい(第三順位)の場合

共通の書類(1～6)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	7	被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	8	被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	9	被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいっしょの場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	10	代襲者としてのおいめいで死亡している方がいっしょの場合, そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

被相続人の子や孫が申述人の場合について、裁判所の案内に【共通】以外の追加の区分は掲げられていません。必要な書類は申述先の家庭裁判所で確かめてください。

書類全体の注意(裁判所の案内)

- 同じ書類は1通で足ります。
- 同じ被相続人について、期間伸長の事件や相続放棄の申述受理事件が先にあるときは、その事件で提出済みのものは不要です。
- 戸籍等の謄本は「全部事項証明書」という名称で呼ばれる場合があります。
- 申述前に入手できない戸籍等は、申述後に追加提出することでも差し支えありません。
- 戸籍等に代えて「法定相続情報一覧図の写し」を提出できる場合があります(申述する家庭裁判所に確認)。
- 審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められることがあります。

財産目録の作り方と書式の入手先

申述書と遺産目録の書式(PDF・Word)と記入例は、裁判所「相続の限定承認の申述書」のページにあります
(www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_14/index.html)。家事審判申立書・当事者目録・土地遺産目録・建物遺産目録・現金・預貯金・株式等遺産目録・記入例(相続限定承認)。

書き写す前の下書きには、ふれあいの丘の財産目録テンプレート(www.fureaino-oka.com/souzoku/zaisan-mokuroku)も使えます。テンプレートは提出用の書式ではありません。

メモ(取り寄せ中の書類・申述先の家庭裁判所に確認したこと)

限定承認の必要書類チェックリスト

申述が受理されたあとの流れと、相続放棄との違い

申述が受理されたあとの流れ(民法の条文の範囲)

1. 清算をする人:相続人が1人なら限定承認者、数人なら家庭裁判所が相続人の中から選任する相続財産の清算人が、相続財産の管理と債務の弁済をする 民法926条・936条
2. 公告・催告:限定承認をしたことと請求の申出をすべき旨を官報に公告する(限定承認者は限定承認後5日以内、清算人は選任後10日以内。申出の期間は2か月以上)。知れている債権者には個別に催告する 民法927条・936条
3. 期間満了前:申出の期間が満了する前は、相続債権者・受遺者への弁済を拒むことができる 民法928条
4. 弁済:期間満了後、申出をした相続債権者と知れている相続債権者に、相続財産から債権額の割合に応じて弁済する。受遺者への弁済はその後。売却が必要なときは競売に付す 民法929条・931条・932条
5. 申出がなかった債権者:期間内に申出をせず限定承認者に知れなかった相続債権者・受遺者は、残余財産についてのみ権利を行使できる(特別担保を有する者を除く) 民法935条

公告の申込み、換価・弁済の具体的な進め方は、家庭裁判所・弁護士・司法書士に相談しながら進めてください。この清算人は相続人が数人ある場合の民法936条の清算人で、相続人がいない場合の相続財産清算人とは別の手続きです。

相続放棄との違い 裁判所「相続の限定承認の申述」「相続の放棄の申述」と民法の文言の範囲

項目	限定承認	相続放棄
裁判所の説明	相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ	被相続人の権利や義務を一切受け継がない
申述する人	相続人全員が共同して(相続放棄をした人を除く)	相続人(未成年者・成年被後見人は法定代理人が代理)
期限・申述先	3か月以内・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所	同じ
収入印紙	800円分(記入例の申立書には「1件について」)	800円分(申述人1人につき)
【共通】の添付書類	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本・住民票除票又は戸籍附票・申述人全員の戸籍謄本など	被相続人の住民票除票又は戸籍附票・申述人(放棄する方)の戸籍謄本
財産目録	作成して家庭裁判所に提出する(民法924条)	裁判所の必要書類の案内には掲げられていない
申述のあと	公告・催告をして、相続財産から弁済する清算手続(民法927条～)	初めから相続人とならなかったものとみなされる(民法939条)

所得税(みなし譲渡・準確定申告)について

国税庁は、限定承認の相続があった場合には、時価で資産の譲渡があったものとされると案内しています(タックスアンサーNo.3105・所得税法59条)。被相続人に譲渡所得の課税が生じる場合があり、年の途中で亡くなった方の所得税は、相続人等が相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に準確定申告をします(No.2022)。課税されるか、税額がいくらかは税務署・税理士に確認してください。

メモ(相談先・相談日・確認したこと)

このチェックリストについて

裁判所が「標準的な申立添付書類」として掲げている書類を並べた一般的なチェックリストです。申述を受けた家庭裁判所が、追加の書類を求めたり、書面で照会したり、事情をたずねたりすることがあります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。限定承認をするかどうか、個別の債務の扱いは家庭裁判所・弁護士・司法書士に、税金は税務署・税理士に相談してください。

出典(2026年10月6日確認):裁判所「相続の限定承認の申述」www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_14/index.html / 裁判所「相続の限定承認の申述書」(書式・記入例) / 裁判所「家事事件Q&A」 / 裁判所「相続の放棄の申述」 / 民法 第915条・第922条～第939条、所得税法 第59条(e-Gov法令検索) / 国税庁タックスアンサー No.3105・No.2022